

Press Release

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和4年 4月26日（火）

【照会先】

鳥羽市農水商工課

担当：村山 陽介

TEL 0599-25-1156

タイトル

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業補助金

- 概要：市内の経済循環の向上を図るため、市内製造業者及び卸売業者（以下「製造業者等」という。）が鳥羽市の地域資源を活用し、新商品の開発や販路拡大等を行うために要する費用の一部を支援します。

（詳細は別紙チラシのとおり）

- 日時：5月2日（月）～
- 場所：鳥羽市役所 1F 農水商工課にて申請受付開始

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業補助金

市では、市内の経済循環の向上を図るため、市内製造業者及び卸売業者（以下「製造業者等」という。）が本市の地域資源を活用し、新商品の開発や販路拡大等を行うために要する費用の一部を支援します。

1.対象事業者

次の全てに該当する事業者を対象とします。

- ①市内に住所又は事務所（事業所）を有し、かつ、市内で事業を営む製造業者等
- ②市税を滞納していないこと
- ③鳥羽市6次産業化活動支援補助金の交付を受けていないこと など

2.対象事業

- ①本市資源を活用した新商品開発に要する経費
（例：試作品開発のための設備、商品のパッケージ費用など）
- ②本市資源を活用した商品の販路拡大に要する経費
（例：展示・商談会等への旅費、販促ツールの作成費など）

3.支給金額

補助金の額は、次のいずれか少ない額とします。

- ①補助対象経費の2分の1
- ②新商品開発事業：500,000円
販路拡大事業：60,000円

4.提出期限

新商品開発事業：6月30日（木）まで

販路拡大事業：都度対応

※なお、新商品開発事業については審査後に通知いたします。

5.必要書類

申請書、市税完納証明書、見積書など

問い合わせ先：鳥羽市農水商工課(25-1156)